

小農の競争と農産物価格理論

白川 清

一 競争機構と価格理論

1 課題とその周辺

2 競争機構と最少必要資本量

二 現実的な農産物価格論の構造

1 最劣等地概念の現実的検討

2 限界生産農家階層の価格調整機構

三 労働報酬の水準と労働力市場

1 費用価格とくに自家労働報酬

2 費用価格の限界の意義と現実

四 大型小農と利潤

1 課題とその周辺

日本農業における農産物価格の理論的研究は、主として農地改革以降に本格的に展開せられ、農業問題研究における中心的課題にまで発展してきたといつてよい。けれどもこれをマルクス経済学的研究分野に限ってみると、最近までのそれはほとんど常識的ともいふべき、簡明なことから整理と論争に、または祖述の域を脱しない解釈に明け暮れるという傾向が強かった。

すなわち価格理論研究史の主な諸説をふり返してみると、第一に抽象的理論段階でのそれが多く、『資本論』第三卷第六編の地代論とくに第七章第五節の諸概念や法則性を祖述し、この抽象的段階での理論をそのまま日本農業に對置してみていたにすぎない。例えば農産物価格は限界原理によって規定され、これによって差額地代Ⅰ、Ⅱ

および絶対地代が規定されるが、この鏡で日本の小作料をみると何であるのか。また分割地所有農民のもとにおける農産物価格は、最劣等地（または限界投資）の費用価格を基準に形成されるというが、日本農業ではこの費用価格法則がどれほど歪められて貫徹しているか、等々のことであつた。とくに現実には把握しえない最劣等地概念に固執していたり、理論的に根拠づけの決してできない最劣等地を任意に設定し、その費用価格と市場価格または政策価格の水準を比較したりしていたが、これでは日本の農産物価格の理論と分析たりえないのは後にみるごとくである。

農産物価格論が石女になつた第二の要因は、価格決定の場としての市場構造と競争のメカニズム、とくに死活をかけて競争する競争者資格とその相互関係が、明確にされないまま農産物価格論が展開されてきたことである。いふまでもなく小生産農民は資本主義的生産様式ではないが、資本主義経済に包摂されてその労働生産物を商品化し、さらに労働力の商品化も現実になつてゐるし、その農産物なり労働力の価格は何らかの客観的水準に均衡するごとく形成される。ここで特有に困難な問題は、供給が原子的多数者によつてなされ、しかも彼等は互いに均等均質な小生産農民である、という関係のもとでの完全競争ではない点にある。つまり現実の小農は、商品経済によつて多かれ少なかれ分解されて経営規模や生産条件が不均等になつてゐるが、この不均等・不均質な原子的多数者による完全競争のメカニズムと、この市場での価格競争における競争者資格を明確にすることが、右のホモジニアスな場合より困難だということである。この価格論にとつて、基礎をなす市場競争機構が解明されないまま、感覺・信仰・追隨的に低価格だとか高価格だとしてきたことが、現実的農産物価格理論と分析の發展を遅らせたばかりか、資本の農業把握の本質をも明らかにしえなかつたのである。

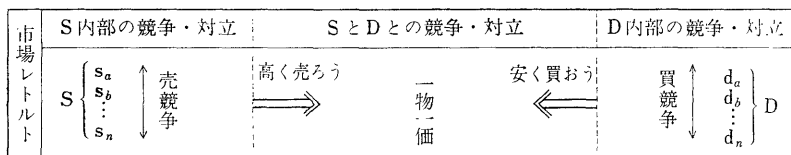
第三に小生産農民が支配的な農産物価格の水準は、生産価格ではなく費用価格を基準に形成されるが、それは彼らがそれ以上を欲せず無欲で慈善的だからではない。彼らも主観的には費用価格より高価格で売れることを願っているが、彼らの生産様式そのものが費用価格水準たらしめるのであり、それは個別資本が最大限利潤率を追求しながらも、結局は平均利潤率しかえられない生産価格になることと同じである。このように農産物価格は客観的に費用価格水準に形成されるが、従来この点が不明確であったし現在でもそうで、例えば乗用機械体系を容する新上層農が現われた最近の論調には、労賃・利潤・利子範疇の主観による確立論さえみられる。だが農業生産諸力の発展に応じて経営規模が拡大し、生産力と生産関係の矛盾を止揚した経営が確立しても、それが小生産者の生産様式である限り費用価格法則は止揚しえないのである。

こういえば明らかであろうが、本稿の課題は抽象次元の農産物価格の理論ではなく、日本の農業生産や価格および農家経済の動向にそくし、それ自身のなかに貫ぬく・within problem としての価格形成の法則性を明らかにしようとするものである。もっとも小商品生産としての日本農業も、明治以降幾多の変遷をしているしこれに関する研究も多いが、これについて私はすでに一おうの総括的検討を行なった。そこで本稿では農地改革以降の、いわば資本・土地・労働力を一人格で所有する自作小生産農民に限り、農産物価格論が抽象次元から現実的価格論に転化をはじめた、一九五七年の農業経済学会大会以降の現実的価格論争の問題点を整序し、これによって現実の自作小生産農民のもとにおける価格形成の法則を説明する。⁽¹⁾しかし日本の現実的農産物価格論が進展しなかった以上三つの問題点は、やはり抽象理論段階での理解の不充分さに原因していると思われるので、このうちとくに第二の問題に関する理論的考察からはじめよう。

2 競争機構と最少必要資本量

ある商品はその市場においてつねに一物一価とみなしうるが、無政府的な商品経済社会では総供給量（ S ）と総需要量（ D ）とは常に不均衡で、ここに商品価格がたえず変動する根拠がある。例えば資本制商品の市場価格は生産価格に等しいということも、つねに市場価格が生産価格通りであるのではなく、生産価格より高い場合も低い場合もあるがその変動は無法則ではなく、つねに生産価格に収斂するごとく変化するが故に、市場価格は生産価格によって規定されるといってよいのである。そして生産条件が不均等な限り常に競争の強制法則が作用し、 $D \parallel S$ つまりその部門の市場価格が生産価格に等しい場合でも、市場価格の個別的費用価格超過分に格差があるが故に、個別資本間の競争はさけられない。また $D \neq S$ の市場価格が生産価格より高い高価格のときは S が増大し、逆の $D \neq S$ による低価格のときは S が減少するから、需要均衡をもたらし競争の軸になるのは生産価格である。しかし生産価格とは一つの単なる抽象であり、競争場裡の個別資本はその費用価格を超える市場価格の大いさを問題としつつ競争するが故に、需給のたえざる不均衡を均衡に導くのは市場価格なのであり、この市場価格が部門内および部門間均衡を導くことを、プライスメカニズムという。

このプライスメカニズムの基礎をなす市場価格決定の機構であるが、市場で資本の推進的動機たる最大限利潤率をえようとする、個別資本相互の競争を通して需給均衡を達成するのであるが、個別資本にとって死活問題たる価格の決定、したがって市場における機構とは第一図のごとく二重の相反する矛盾した競争関係をもつ。市場レトリクトにおける第一の主要な競争対立は D と S の関係であり、需要者側は誰もなるだけ安く買おうと一致しており、供給者側は逆に高く売ろうと結束している。だが D と S の各内部の一致結束による対立は、第二にこれと矛盾する各



第1図 市場における競争メカニズム

内部の個別資本的競争を内包する。なぜならまず $W \rightarrow G$ 、過程にある S の諸個別資本 $s_a \sim s_n$ のうち、例えば s_a は s_b よりも安くてもより速く商品全量売りつくそう、という相互間の対立競争関係にある。同様に $G \rightarrow W$ 過程にある D の諸資本 $d_a \sim d_n$ の間でも、安く買いたいが d_a は d_b よりも高くてもより早く、必要とする商品全量を買おうという内的競争対立関係にある。以上のごとく市場レトリートに立っている供給者には、総じてより高く売ろうとしながら安く売らせる内的競争が作用し、需要者にも共に安く買おうとしながら高める内的競争対立を内包している。つまり一物一価を成立させる市場において、 D と S は決して一義的な利害対立ではなく、共にこれと矛盾する内的競争を包含して相対するのであり、一物一価は右の二重の競争対立によって規定されるのである。

してみると市場価格は総供給と総需要の関係で決まるとはいえ、それは個別資本の激しい死活をかけた市場競争の結果であるから、問題は競争市場に現われる個別資本の性格を吟味することである。もっともこれはすでに市場価値論争において、供給側 $s_a \sim s_n$ の優位・中位・劣位資本の関係として明らかにされ、私は理論の基本部分については解明されたと考えている。⁽²⁾ だが等閑視せられてきた部分的問題として、同一部門における生産条件の優位・中位・劣位資本が供給者となるが、このすべてが競争市場で競争資格を有する個別資本なのか、とくに劣位資本は単に供給者であることで競争に参加する資本なのか、という問題である。

これについてマルクスは、「個々の貨幣あるいは商品所有者が、資本家たる正体を現わす

ために自由にせねばならぬ価値額の最少限は、資本制生産の發展段階が異なれば變化し、また与えられた發展段階にあつても生産領域が異なれば、その特殊的な技術的諸条件の如何に應じて相異する⁽³⁾」のであり、「競争戦は商品の低廉化によつて行なわれる。……より大きな資本はより小さな資本に打勝つ。……資本制生産様式の發展につれて……必要な個別資本の最低量が増加する⁽⁴⁾」と。さらに「生産の發展に應じて、それ以下では個々の事業が競争場裡に立ちえない資本投下標準的最少限が生ずる⁽⁵⁾」のであり、「それ以下では個々の事業が効率的には經營されないという資本の最低限なるものが生ずる。……かかる最低限を超える・標準的な・資本の平均量……を超えるものは特別利潤を形成することができ。これ以下のものは平均利潤も受けとらない」ことになる。

これで明らかなごとく資本の競争場裡では、諸生産部門には標準的な生産条件を有する中位の標準的・平均資本なるものがあり、これより生産諸条件の優れたより大きい資本が劣等なより小さい資本に打ち勝つが、競争戦に参加するのは単にその商品を供給する個別資本のすべてではなく、その生産条件のもとで規定される標準的最少限資本量、つまり最少必要資本量以上を有する個別資本なのである。この最少必要資本量は生産部門が異なれば、また同じ生産部門でも生産方法の發展につれて變化するもので、それを量的に画定することは極めて困難である。ただ右引用の前後からみると、貨幣または商品所有者が資本家になるためには、その部門の標準的生産条件と平均的資本量を有する中位資本に對し、「生産条件に質的差異のない最少必要資本量」、つまり質的でなくただ量的に小規模なものだと私は考える。それは右注4の前で「競争戦は商品の低廉化によつて行なわれる。商品の低廉化は、他の諸事情にして不変ならば労働の生産性に依存するのであるが、この後者は生産の規模に依存する」ということや、注5につづく生産規模縮小限界の規定からも、最低必要資本の個別資本とは標準的平均資本と同質で、ただ企業の規

模が小さく平均利潤もえられない資本、と規定してよいと考える。

次にかかる競争資格を有する相互の競争の強度は、「敵対的諸資本の数に正比例し、その大きさに逆比例して猛烈である」⁽⁶⁾、という「競争強度の一般的法則」によって規定される。その意味するところは二つあり、第一に生産部門が異なれば同一時点においても、資本の標準的平均量の大きさと敵対的諸資本の数が異なるから、競争の強度は生産部門ごとに異なった強度でありうる。第二に同一部門でも、競争で強い資本家が弱い資本家を打負かすとともに、資本の数が減少し標準的平均資本量が増大するならば、競争の強度はそれとともに小さくなるであろう。

さて以上の競争機構における最少必要資本量、および競争強度の一般的法則は、資本主義的生産によっている限り非農業のみか農業部門にも共通すること、また産業資本主義のみか金融資本主義段階においても、商品経済である限り基本的には貫ぬく抽象的規定である。だが周知のごとく非農業の市場価格は、その部門の平均的生産価格を中心に形成されるのに、資本制農業は自由競争下でも最劣等地のより高い個別的生産価格が中心になるのであった。かかる相違がある以上、上述した競争場裡で優・中・劣等地の諸農業資本は如何なる競争を展開するのか、また農業部門での最少必要資本量とは何であるかを更めて問わねばならない。

まず前者については最劣等地諸資本の総平均的生産価格だとすると、収穫逡減的な最終の追加投資部分の生産価格が単独に市場価格を規定する、という見解に分かれ今日でも論議されている。このうち後者の個別的資本の一可除部分たる最劣等投資部分の生産価格だとの見解は、リカアドウに端を発しこれこそ資本の論理貫徹だとされてもいるが、前述した競争機構のもとの「諸資本の競争戦は各個別資本がその支配する全資本の力をひっさげて行なうもので、一資本の可除部分としての最終投資部分はこの競争戦で独立のものとして機能しえない」⁽⁷⁾ものである。

る。この見解は個別資本とくに競争場裡における個別諸資本の運動法則を理解しない、抽象的にも現実的にも空疎で無内容な理論だと考えるが故に、私はこの見解には以降立ち入らないであろう。

次に前者の競争市場における最少必要資本量についてであるが、マルクスは抽象的に「同等面積の相異なる地所に充用された、同等分量の資本の不等な收穫」⁽⁸⁾をもたらしとしているにすぎず、従つて諸等級地における個別諸資本の生産条件は同等だと前提している。これは抽象理論領域としては当然であるが、競争論としては不十分なため諸見解が出され、最劣等地の生産価格とは生産条件の異なる諸資本の標準的平均資本であるか、このうち最劣等個別資本の最大の生産価格なのかに分かれていた。しかし前述のことからも最劣等地の生産価格とは、最劣等地で機能する諸資本の標準的平均的な生産価格であり、しかも競争場裡に立ちえない最低必要資本量を有しない資本を除いたそれが、市場価格の基準となるべき生産価格だといつてよい。したがつて最劣等地の農業諸資本のうち、標準的平均資本には平均利潤がえられ、より優等なる資本には地代化する必然性を有しない超過利潤が生じ、より劣等なる資本には平均利潤さええられないのである。

してみると日本の現実的農産物価格論においても、競争機構における最少必要資本量を有し競争資格をもつ、自作小生産農家階層を画定しなければならないし、さらに右の最劣等地の生産価格に対応する費用価格についても、現実の日本農業にそくして検出しなければならない。⁽⁹⁾

注(1) 一九五七年春の農業経済学会総合討論会「農産物価格形成」(『農業経済研究』第二九卷第三号)は、日本の農産物価格

論研究の一画期をなす。なお本稿では拙著『農業経済の価格理論』(一九六三年一月御來の水書房刊、一九六九年七月補訂版)での理解を基礎とし、その後における価格論と拙著への批判のうち重要問題を取り上げるが、その意味で本稿は拙

著の補論的位置にある。このため拙著からの引用は本文に（白川、頁）と簡単に示す。

- (2) 市場価値理論における優位・中位・劣位の個別資本と、商品の市場価値規定に関する論争と私なりの規定については、拙著『価値法則と地代』（御茶の水書房、一九六〇年刊）第二章。また『資本主義発展と国際貿易』（亜紀書房、一九六八年刊）第二章第三節および第三章第四節をみよ。市場価値理論の主要部分については、もはや論争はつくされて見解ないし理論体系の相異になった、と私は考えている。

- (3) (4) マルクス『資本論』、訳文は長谷部文雄により、頁数は研究所版第一卷三二四頁、以下同じ。(4)は右書同卷六五九頁で、ほぼ同様なのが第三卷二九二頁にもある。

- (5) 右注書第二卷二五五～六頁、これにつづく引用は第三卷七二七頁。この「資本投下の標準的最少限」概念を、私は『農業経済の価格理論』一七六頁で積極的にとりあげたが、ほぼ同時に右注(4)に依拠して独占価格論に適用したのが、本間要一郎「独占価格、独占利潤論」（『現代帝国主義講座』V卷第二章、日本評論新社、一九六三年二月刊）である。

- (6) 『資本論』第一卷六五九頁。

- (7) 拙著『価値法則と地代』一〇四頁。なおこの追加投資単独価格形成論とこれに対する私の批判については、右書九七～一〇八頁をみよ。またこの問題を単独に扱った拙稿「資本の競争と差額地代」（『農業経済研究』第三四卷三号、一九六三年一月）をとくに参照されたい。また小生産農民のもとにおけるそれは、『農業経済の価格理論』一三二～六頁である。ブルガコフの土地収種通減法則については、レーニン『農業問題とマルクス批判家』大月書店全集第五卷上一〇〇頁以下をみよ。かかる理論は「銀行と産業の融着」・「所有と機能の分離」した金融資本概念の空疎さ（拙著『資本主義と貿易の発展理論』一九七二年亜紀書房刊、一七九～一八三頁）と同じように、科学としての論理性に疑問を今ももっている。

- (8) 『資本論』第三卷七〇頁。念のためマルクスの地代論は、全体としてリカドゥ理論の問題点を明確にしないまま論じているが、その結果として誤りとみられる第一は地代の累進的増大という独自性規定（第三卷六八九、七七三頁。拙著『価値法則と地代』一三八～九頁をみよ）である。第二に「一般的利潤率はすべての生産面における剰余価値によって均等に規定されているのではない……農業的利潤が産業的利潤を規定するのではなく、その逆である」（第三卷七〇五頁）。ほぼ同様の規定は「農民の利潤は、利潤の均等化に参加しない」（八五二頁）。なお「自己の利潤の平均利潤への還元から免がれる」（二二六頁）というが、一般的利潤率は農業部門をも含めて規定されるのであり、以上二点は理論的誤りだと

私は考えている。

(9) なお前述した第三の問題に関連して、単純商品の価値と価格について、非農業では価値通りで農業は費用価格を実現する、という田代隆氏の見解があり(『小農経済論』)、ここでもより立ち入った理論的検討が必要と思われるが、これについては以前(白川、第三・四章、および五九―一〇三頁)に論じたから略す。

二 現実的な農産物価格論の構造

1 最劣等地概念の現実的検討

上述した抽象的な農産物価格の理論は、日本の現実的な農産物価格形成と分析論にとって基礎をなすが、単に現実を抽象理論に対置し写し出すことに止どまっている限り、日本の農産物価格については何ごととも解明しえないであろう。私は先に抽象理論の最劣等地概念は適用しえないとし、新たに限界生産農家概念を導入して農産物価格の形成、その変動の基準となる費用価格を規定したのであるが、私の展開の不充分さもあって根本的批判がされてきた。そこでまずこれら批判の主要点を明らかにし、それに対する反批判を通じて現実的な農産物価格論とは何かを明らかにしよう。

まず包括的批判の第一は鈴木博氏のそれであり、私のいう限界生産農家階層概念の適用、つまり一―一・五町階層こそが価格規制的な限界生産農家階層だ、という「白川氏の価格理論ないし価格分析は、たしかに、抽象的な次元で低迷していた従来の価格論を、現実分析の方向に具体化し、適用する大胆なところみとして評価されてよいものである。しかし……ここでは価格論としての限界の問題が、結局、経営階層としての專業農家か兼業農家かという問題になり、分解の限界層の問題と置きかえられてしまっている。……第二に、価格規制的な費用価格の水準

をこのように限界農家階層のそれとしてつかむばあいは、地代論ないし小作料論との関連が完全に見失われてしまう……限界的な費用価格とは、もともと無地代の市場規制的な価格であるから、この一町ないし一町五反層では地代は形成されないことになってしまう。しかしいうまでもなく、ここで画定される価格規制的な自家労賃部分のうちには、とうぜん地代所得が織りこまれているのである。このように価格形成のうえでの限界価格が地代をふくめて規定されるのであれば、それは限界価格としての意味をもたない⁽¹⁾として、ほぼ全面的に退けられた。なお後の書評でも「地代規定における最劣等地が、農民層分解の限界としての限界生産農家階層にすりかえられてしまっている……価格調整的な費用価格水準は、いうまでもなく最高限のものでなければならぬからである。……また生産の拡大、縮小がその階層だけでなされるということもありえない。つまり、問題ははじめから、価格論を離れて、農民層分解論……に移ってしまった……それでは価格論といえない⁽²⁾」とほぼ同様に手きびしく批判されている。

また梶井功氏も包括的に、白川は最劣等地でなく価格規制的な限界生産農家階層を画定し、これが農産物価格の騰落に対応して供給量を調節する市場調整機能を有するというが、しかし、「それでは、『小農』としての最低条件をみたしている、いわば農家らしい農家の下限がそうだということはいえても、その農家の費用価格が価格規制的になるとはいえない。一・一・五町農家でも第14表(引用略、氏の書七一頁をみよ……白川)にしめたようにさまざまな豊度の農地を耕作しているのであり、『転落』するとすれば、そのさまざまな豊度のうちどういう豊度の農地を耕作する農家なのか、『より所得率の高い農産物の生産に転』するのはどの豊度の土地なのか、が問題の要点なのである。小農下限を画するということは、原論でいう平均的な資本条件の『確定』に役立つにすぎぬのであって、その『確定』では限界地は依然として『確定』されぬままのこってしまっている……白川氏のようにこの平均的に

あたえられる『小農』最下限の層が価格規定的役割をはたすとみるのは、『小農』最下限農家は同一豊度の農地を耕作するという考えかたにたつてはじめてあたえられる『規定性』であつて、それは事実とはちがう⁽³⁾というが、これは私見に対して一部に誤解ないし、無理解を含んだ全面的否定論と考える。

このような学問的見地からの包括的批判には感謝のほかないが、まず私の包括的な反批判をいうならば、批判点の多くは日本の農産物価格や農家経済構造とそれらの変化の中に、現実的に貫徹している農産物価格法則を説明し前進させるものではなく、依然として抽象理論段階からする空疎で常識的観点からである。何よりも疑問なのは私の具体的規定に対して、最劣等地の最大の費用価格を規定した農産物価格論を、具体的に説得力のあるものとして提起されていないことである。

そこでまず「最劣等地を確定しないままの」、「限界価格として意味をもたない」価格論だという批判であるが、私が抽象理論における最劣等地概念を断ち切つた理由は、すでにのべたことを敷衍すれば次のごとくである。明治以降の自由で自営の小生産農民とは、封建的土地所有下の土地占有が地租改正によって私有地化したといつてよいが、理論的には封建制下の隷従農民は土地を均等均質に占有していたから、「領主的土地所有を廃絶したのちの独立自営農民は、均等均質な土地私有者に転化され」(白川二五頁、前後吟味のこと)たし、現実的にもこの関係は今日でも残されている。つまり現実には抽象理論での「同等面積の相異なる地所に充用された、同等分量の資本の不等な収穫」をもたらすときの、最劣等地だけを耕作する経営体を見いだすことは不可能である。それは日本について梶井氏もいうように現実的根拠を有しないし、おそらく資本主義的農業の場合にあつてもかかる関係は存しないと思われ⁽⁴⁾。現状において市場価格を規制する最劣⁽⁴⁾等地の生産価格、ないし最大の費用価格は検出し規定しえない青い鳥

だから、私は、抽象的規定たる「最劣等地の生産物の〔C〕十肉体的最低限〔V〕」（白川、一一六頁のⅡとⅢ、一四八頁のⅣ）は、私の「限界生産農家階層」の費用価格（同一六八頁）に代置させたのである。

さてこのような理由から最劣等地規定に立つ農産物価格論を、限界生産農家階層概念に立つ現実的農産物価格論としたのであるが、それが価格論たりうる理由を日本農業の現実と関係させてよりくわしく論じよう。ただし現実の農家経済や農産物価格によって論証することは、第一に戦後の主要農産物価格は直接間接の政策価格で自由競争価格でないこと、第二に急速な機械化で農業生産力は飛躍的に発展したのに零細経営が支配的で、生産力と生産関係の矛盾は止揚されず、ほぼ一九六六年以降不連続局面に入り、農産物価格を規定する費用価格は検出し難くなり、とくにこれに対応する統計資料が不備となり、したがって統計的検証は不可能になったと思われる。その意味で以下の事態にそくした検証は制約され、不十分なものとならざるをえない。

2 限界生産農家階層の価格調整機構

さてこうして代置した現実的農産物価格論での限界生産農家階層は、最劣等地のごとく農産物の需給を調節する市場調整機能を果たすのか、むしろ価格論とは無縁な専兼業区分ないし分解基軸の規定にすぎないものか、という根本問題である。抽象理論では農産物の需給調節について、市場価格の騰貴は既耕地の追加投資か未耕地への耕作拡大（新たな最劣等地）により、また価格低下は従来の最劣等地が耕作されなくなること需給が均衡すると、新たな最劣等地の生産価格で市場価格が規定されるとしている。ではこの限界生産農家階層は、価格上昇局面で追加投資または生産拡大をする諸経営階層のうち最下層で、低下局面で生産を縮小する諸階層のうち最下層で、需給調節

に積極的に参加しかつ最大の費用価格を有し、しかも市場競争場裡における最少必要資本量を有するものか、という点がまず再吟味されなければならない。

私はすでに一九五九年の農家経済調査の分析から次のようにのべた。すなわち一・一・五町層こそ全階層のうち「最も低い所得と低劣な生活状態にありながらも、現在の技術水準のもとでは家族とくに主幹労働力を他部面に編成替えることができず、最劣等な所得水準に甘んじざるをえない。しかし農産物価格が一そう低落すれば、主幹労働力が非農業を主業とする兼業農家や五反未満層のごとき臨時的・恒常的賃労働や職員勤務を主業とするものに転落するか、より所得率の高い農産物の生産に転ぜざるをえない」（白川、一八六頁）し、生産している農産物価格が上昇すれば最劣等な所得と生活水準を高めるため、追加投資や耕作規模を拡大して生産を増加する。もつとも価格が低下しても直ちに対応するのではなく、既農業就業者の労働強化と過少消費で生産を拡大することもあるが、それは経過的で自作小農に特有な摩擦要因にすぎないといつてよい。ともあれこの階層は農産物価格変動に対し、最も敏速に対応しないと最低生活水準を維持できず、その意味で需給調節の最劣等地に近似した機能を果たさざるをえない（右書一九〇～二頁）。

さてこの一九五九年の一・一・五町階層に相当する、所得も生活水準も最劣等なのはその後どの階層かであるが、都府県の経営階層別世帯員一人当たり家族家計費の六〇～七〇年度の推移は第一表のごとくである。これによると六二年度までは〇・五～一ヘクタール、六五年度までは一～一・五ヘクタールに、それ以降は一・五～二ヘクタール階層の一人当たり家計費が最低であるから、およそこのあたりが限界生産農家階層とみなしうるようであるが、しかしこれは兼業所得をも含めた結果であるから、もう一つの側面を検討しなければならない。

第1表 都府県の経営階層別世帯員1人当たり家族家計費

(単位:千円)

年 度	経営階層 全農家	0.1~0.3 ha	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0 以上
1960	64.4	68.0	67.2	62.0	62.8	66.3	74.0
1961	73.7	80.1	77.3	70.5	71.0	75.2	82.2
1962	83.5	90.1	85.3	80.0	80.7	83.0	89.4
1963	94.6	101.2	98.0	90.9	91.7	92.6	102.0
1964	108.5	114.1	113.9	104.6	104.8	104.8	113.0
1965	123.2	132.2	128.3	119.9	118.2	118.3	125.5
1966	139.2	149.1	142.5	137.6	134.0	132.8	144.5
1967	166.4	185.8	175.2	162.7	157.7	156.8	171.9
1968	189.0	212.2	207.9	186.4	176.0	176.5	189.8
1969	219.4	245.2	238.1	216.4	206.2	200.1	214.6
1970	252.8	290.2	272.9	248.4	239.3	232.3	241.8

注.『農家経済調査報告』各年度号で、家族実計費を年間月平均世帯員数で除したもの。ただし1966年までは家計費を常住家族員と同居人の計で除したもの。

それは農産物販売市場における最少必要資本量の問題であり、これを「小生産農民の正常的存続に必要な経営主とあとつぎ要員」(白川、一七七頁)が、最劣悪な生活でありながら労働力の他部門への編成替が自家農業維持のためなせず、ほぼ二人前後の農業専従者(一五〇日以上)のいる農家階層だとした。ここで資本量でなく農業専従者数をとった理由は、例えば六六年の都府県全階層平均の固定資本額(建物、農機具、動植物)六六・三万円は、農産物販売金額五六・六万円よりやや大きいにすぎず、一・一・五ヘクタール階層でも九三・二万円と八五・一万円、二ヘクタール以上層でも一三一・三万円と一四二・五万円というように、充用資本量は貧弱で階層規定の指標となりえないと考えたからである。

さらに農家の階級・階層規定の観点も加わっていたが、例えば七〇年センサスの全国農家五三四万戸のうち、男子農業専従者が二人以上いるのは八%にすぎず、男子農業専従者一人は三四・三%で、専従者なしまたは女子だけは五

七・七％となる。また七一年の総農家五二六万戸のうち専業農家は一五・二％で、兼業農家四四六万戸のうち世帯主とあつぎの兼業は九一・八％に達し、兼業種類別では恒常的賃労働と職員勤務が五四・五％（二四三万戸）で、自営兼業（七八万戸）を加えると七一・九％というように全面的崩解の様相を示している。だから経済学的な「土地持ち労働者、貧農、小農、中農、富農という農民諸階層のうち」（白川、一七七頁）、兼業農家の多くは主幹労働力が非農業就業に傾斜ないし編成替えされ、しかも農業に独自の「生産力発展は農業就業者を絶対に排除する」、という法則によって一そう促進される運命にある（白川、三〇四―五頁）。したがってこれらの多くは経済学的には農家ではなく土地持ち労働者であり、彼等の農産物販売は經過的残存で家内職的・家計補充的なもの（白川、一八三頁）とみなしてよい。とくにこのうち世帯主やあつぎが恒常的賃労働・職員勤務に転じたものは、市場価格の変動で生産量の増減や作目転換等をしないであろうから、競争市場での最少必要資本量以下の実質的敗退者といつてよいという観点にもよる。

そこで六〇―七〇年度までの都府県の経営階層別で、農業専従者が二人（男一人）いる階層を第二表でみると、六一年度までは一―一・五ヘクターで、六二―五年までは一・五―二ヘクターだったが、以降は二ヘクター以上になったばかりか七〇年にはこの層でも二人を割った。これが先に六六年以降価格論的にみて不連続局面に入つた意味であるが、これは生産力の発展が農業経営体をずたずたに裂き、零細農がますます兼業賃労働者に転化せざるをえず、かつ転化していった農業内部の根拠である。それはともかく私の限界生産農家階層規定は、先の一人当たり家計費の最低層よりは専従者二人を重視しているが、それは家計費における差はさほどではないし、非農業の恒常的賃労働者の年間労働日数は三〇〇日前後で、その半ば以上をとるということ以外に理由はない。

そしてこの階層は商品生産者としての小農の最下限であり、これ以下は貧農ないし土地持ち労働者で本質的には労働者資格としたが、これは日本だけでなく諸国に共通したことごとくである(白川、一九二一七頁)。例えば日本に比し経営規模で圧倒的に大きいアメリカでも、大内力氏のいうように六九年の一農場平均農業所得から、政府補助金と家屋の賃貸価格評価分を差し引くと三、二九七ドルで、政府の定義による「貧窮線 Poverty level」は四大家族についていえば、一九六八年に非農家で年所得三、五三二ドル、農家で三、〇三四ドルとされている。つまり

第2表 都府県の経営階層別農業専従者

経営階層		(単位:人)					
年 度	全 農 家	0.1～0.3ha	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0 以上
1960	1.43 (0.71)	0.24 (0.07)	0.56 (0.22)	1.50 (0.73)	2.25 (1.19)	2.55 (1.36)	2.80 (1.51)
1961	1.37 (0.67)	0.23 (0.08)	0.55 (0.21)	1.39 (0.65)	2.16 (1.12)	2.52 (1.34)	2.72 (1.45)
1962	1.10 (0.56)	0.14 (0.06)	0.38 (0.17)	1.10 (0.53)	1.79 (0.95)	2.18 (1.15)	2.47 (1.31)
1963	1.07 (0.53)	0.16 (0.06)	0.36 (0.16)	1.35 (0.50)	1.73 (0.88)	2.12 (1.11)	2.26 (1.26)
1964	1.04 (0.52)	0.16 (0.06)	0.37 (0.15)	0.99 (0.47)	1.67 (0.85)	2.02 (1.06)	2.31 (1.23)
1965	0.98 (0.49)	0.12 (0.05)	0.34 (0.14)	0.89 (0.42)	1.59 (0.81)	1.95 (1.02)	2.21 (1.17)
1966	0.93 (0.46)	0.09 (0.04)	0.28 (0.12)	0.82 (0.38)	1.50 (0.76)	1.87 (0.96)	2.11 (1.13)
1967	0.93 (0.47)	0.08 (0.03)	0.26 (0.11)	0.78 (0.37)	1.48 (0.75)	1.85 (0.97)	2.12 (1.13)
1968	1.00 (0.49)	0.08 (0.03)	0.26 (0.10)	0.85 (0.39)	1.56 (0.78)	1.94 (1.00)	2.17 (1.16)
1969	0.91 (0.45)	0.08 (0.03)	0.23 (0.09)	0.73 (0.33)	1.46 (0.74)	1.80 (0.94)	2.06 (1.11)
1970	0.81 (0.4)	0.06 (0.02)	0.19 (0.07)	0.66 (0.30)	1.34 (0.67)	1.71 (0.89)	1.92 (1.04)

注. 農林省『農家経済調査報告』各年度による。()内は男の専従者で、専従者とは、自家農業労働日数、ゆい、手伝い、手問替の労働日数が150日以上、能力不換算。

平均的な農家の農業所得の水準は、貧窮線ぎりぎりのあたり⁽⁵⁾でしかない。

また宮川淳氏は六四年センサス（階層区分は農産物販売額で、クラスⅠ四万ドル以上うち一〇万ドル以上を大規模、Ⅱは二〜四万ドル、Ⅲ一〜二万ドル、Ⅳ五千〜一万ドル、Ⅴ二・五千〜五千ドル、Ⅵ五〇ドル〜二・五千ドルで、Ⅰ〜Ⅵを商業的農場（二一六万）とし、その他農場（九九万）は兼業、半隠退、例外の三つ）によりつつ、農民が都市労働者の生活水準を維持するために約五千ドルの現金所得を要するが、自己経営農場の地代・利子を含む「農業純（現金）所得がこの水準に達するのはクラスⅢ以上⁽⁶⁾」で、全農場（三一五・八万）の二七・五％にすぎない。しかもこの農業所得には地代や利子が含まれているから、土地建物評価と農業生産費の合計の五％を地代・利子とすると、それを除く額が「五千ドルを超えるのはクラス（Ⅰ）以上層であり、クラスⅡでは三千六百ドル、クラスⅢでは二千ドル足らずに過ぎない」のであり、Ⅴ以下は農村労働者でⅣは貧農層（Ⅳ以下は総農場の七二・五％）なのだとしている。

だがかかる階層関係による限界生産農家規定に対しては当然に、これは「価格論としての限界の問題ではなく、農民層分解の基軸規定ないし農家らしい農家の下限規定にすぎない」という疑問が生ずる。つまり市場に出る総商品量に占める右階層以上のシェアが支配的でなく、それ以下の零細生産者がかなり多くを占めており、例えば六六年（七〇年）産米の政府売渡世帯約三四二万戸のうち、米作規模一ヘクタール未満が実に七七・七（七七・四）％を占め、また売渡数量約七九〇万玄米トンのうち四三・一（四〇・三）％にも達し、この間売渡数量割合が一貫して増大したのは二ヘクタール以上であるし、他の農産物についても多かれ少なかれ同傾向であろう。

この限界生産農家以下の零細農が農産物を販売し、またマーケットシェアもかなりに達することは、後述の複合商品生産の理解と同じく、現実的農産物価格論にとって困難な問題である。しかしこれは日本だけでなくアメリカ

の六四年センサスでも宮川氏によると、型別（特定群農産物販売額が総販売額のうち半ばをこえるか否か）のうち、酪農群の商業的農場クラスⅠ～Ⅵの中で貧農ないし労働者のⅣ～Ⅵは、農場数で四九・三％、農産物販売額で一八・九％、搾乳牛頭数で二七％、酪農品販売額で一八％を占める。また大規模経営の容易な養鶏群の商業的農場についてみても、クラスⅣ～Ⅵの農場数は三一・三％で、鶏卵販売量の四・九％、ブロイラー販売羽数の四・五％である⁽⁷⁾。

さらに五九年と六三年との経済階層別シェアを第三表でみると、クラスⅣ以下の合計は二八・一％から一八・五

第3表 アメリカの経済階層別農場数、土地、トラクター、雇用労働者、販売額のシェア

	総 数	商 業 的 農 場						そ の 他 の 農 場					
		総 数	I	II	III.	IV	V	VI	総 数	兼 業	半隠退	例 外	
一九五九年	農 場 (千) 土 地 (百万エーカー) 販 売 額 (百万ドル)	3,708.0 (100.0) 1,123.4 (100.0) 30,625.4 (100.0)	2,416.0 (65.2) 977.3 (87.0) 29,462.9 (96.2)	102.1 (2.8) 251.7 (22.4) 9,651.5 (31.5)	210.4 (5.7) 166.4 (14.8) 5,647.7 (18.4)	483.0 (13.0) 214.9 (19.1) 6,705.0 (21.9)	653.9 (17.6) 188.5 (16.8) 4,723.1 (15.4)	617.7 (16.7) 118.5 (10.6) 2,274.8 (7.4)	349.0 (9.4) 37.1 (3.3) 460.8 (1.5)	1,292.0 (34.8) 146.1 (13.0) 1,162.5 (3.8)	884.8 (23.8) 67.6 (6.0) 708.5 (2.3)	404.1 (10.9) 35.6 (3.2) 345.2 (1.1)	3.1 (0.1) 42.9 (3.8) 108.8 (0.4)
一九六四年	農 場 (千) 土 地 (百万エーカー) 販 売 額 (百万ドル)	3,157.9 (100.0) 1,110.2 (100.0) 35,293.5 (100.0)	2,165.7 (68.6) 965.5 (87.0) 34,368.6 (97.4)	141.9 (4.5) 270.4 (24.4) 615.0 (1.8)	259.9 (8.2) 185.7 (16.7) 7,114.1 (20.2)	467.1 (14.8) 217.4 (19.6) 6,613.9 (18.7)	504.6 (15.9) 157.9 (14.2) 3,653.3 (10.3)	443.9 (11.1) 91.5 (8.2) 1,611.0 (4.6)	348.3 (11.1) 42.5 (3.8) 363.8 (1.0)	992.1 (31.4) 144.7 (13.0) 924.9 (2.6)	639.4 (20.1) 58.4 (5.3) 495.1 (1.4)	350.6 (11.1) 36.7 (3.3) 284.0 (0.8)	2.2 (0.1) 46.6 (4.5) 145.8 (0.4)

注: 1959 Census, pp. 1212~1221, 1964 Census, pp. 633~634 (農場数), pp. 644~649, ハワイ・テラスカをふくむ。雇用労働力は年間150日以上のものみ。大内力「アメリカ農業・1960年代の変貌(2)」(『経済学論集』第37巻第4号), 117~119頁による。

%に、Ⅲも二一・九%から一八・七%に低下したのみか絶対額も減少した。だがクラスⅡとⅠの合計は四九・九%から六二・八%に増大し、絶対額も増加した。つまりⅢ以下は農場数で九一・五%と八七・三%なのに、マーケットシェアは五〇%から三七%に低下したばかりか、販売の絶対額は全国で一五・二%も増加したのに、Ⅲ以下は絶対的にも減少し五九年の八五・九%になった。

これを価格論的視点から大胆に言えば、零細層は農産物価格の騰落に応じて生産・販売量を増減するのではなく、かつ農業生産力発展と共に相対的にも絶対的にもその販売量が減少するもので、市場価格形成に積極参加する商品生産者とはいえない。価格の騰落で生産を増減するのは主幹労働力が専従的階層以上で、この階層が需給を調節し市場価格を規定するといつてよく、ここに限界生産農家階層の価格論的根拠がある。

注(1) 鈴木博「最近の農産物価格論の動向」(『農業問題研究』No.5、一九六二年三月、プリント)。もっとも氏の厚意あるこの批判は私の『農業経済の価格理論』以前のもので対して、それは「自家賃水準に関する統計的研究」(『農産物価格の研究』の第三部、統計研究会、一九五九年三月)と、『農産物価格理論とその現実適用』(農業統計研究資料、No.24、統計研究会、一九六〇年三月)でいづれもプリント、「農地価格形成の論理」(『農業経済研究』第三二巻三号、一九六一年二月)、「価格形成の法則と米価水準」(『経済評論』第一〇巻五号、一九六一年五月)、「農地価格形成と騰貴のメカニズム」(『経済評論』第一〇巻一二号、一九六一年十一月)の、以上五つの論文段階だったから、私の見解を退ぞけられたのは当然であつたかもしれない。

(2) 鈴木博「一九六二年主要文献解説と批評」(『自由化にゆらぐ農村』、日本農業年報第一三集)二三一～二頁。

(3) 梶井功『基本法農政下の農業問題』(東大出版会、一九七〇年刊)七三～四頁。ただしこれは一九六五年発表論文である。なお氏は単なる批判に止まらず、白川のような限界地把握のできない方法ではなく、「理論的とはいまとられている政策米価算定方式のほうがすぐれている」(七六頁)とし、ただ平均反収と標準偏差の算出方法に異をとなえているだけである。そして今日の政策米価は「その費用価格よりも約八〇%高い」(白川、二二二頁)ではなく、「せいぜい限界地

費用価格をカバーするにすぎないあるべき水準の価格」(八五頁)だと結ぶ。これについて私見をのべるべきだと考えはするが、臍の緒による修正標準偏差方法で限界地が見えることになりはしまいし、しばしば低米価論者が讃美する「生産費および所得補償方式」は、決して理論から打ち出されたものではないからこれ以上立ち入らない。氏とはば共通に米価は高すぎないとの見解は多いが、さしずめ井上周八『日本資本主義の米価問題』(亜紀書房、一九六八年刊)に対する私の書評は『立教経済学研究』第二三巻第一号を参照されたい。また花田仁伍『小農経済の理論と展開』(御茶の水書房、一九七一年刊)第五章参照。

(4) 私はこの他「位置をもふくむ最劣等地を一般的に統計的基礎をもったものとして画定することは、およそ不可能」(白川、一六七頁)だとしたが、梶井氏も米生産費調査資料等によつて、栗原氏の「農業生産の規模水準と保有耕地の地味の優劣とが、相互に不可分に結び」ついているとは、一般的でもなく現実的根拠もない(前掲書、六九〜七二頁)という。

(5) 大内力「アメリカ農業・一九六〇年代の変貌(1)」(『経済学論集』第三七巻第三号)五七頁。

(6) 宮川淳「アメリカ農業の経営規模——酪農と養鶏の場合——」(阪本楠彦、梶井功編『現代日本農業の諸問題』、一九七〇年、御茶の水書房刊)、二九三〜六頁。

(7) 酪農群と養鶏群の経済階層別シェアは、右注論文三〇九頁と三二八頁による。なお大内力、前掲論文(3)の四九〜五二頁参照。

三 労働報酬の水準と労働力市場

1 費用価格とくに自家労働報酬

以上が自作小生産農民のもとでの現実的価格論の基礎であるが、これが理論的に正しいとすれば、次の問題は市場価格の中心となる費用価格の規定で、限界生産農家階層の「C」+肉体的最低限「V」とする私の説の再検討である。これについては横畑氏が自給部分を除いた、「経営ならびに家計に用いられた現金支出」⁽¹⁾額を、生産量でなく販売量で除したものを費用価格とし、しかもVとは「現金家計費より兼業所得を差引いたもの」とした。また若木

氏もほぼ同一観点から私を批判したが、これについては私の見解（白川、Cの自給分は二二八頁、Vは一八九頁）で十分だろうから再論の要はないと考える。

だが今日でも問題となっているのは費用価格のうち、客観的に把握しえない自家労働報酬の評価であり、農家の総家計費とか現金家計費から非農業所得を除いたもの、または製造業賃金や農村賃金による評価等種々の見解がある。私はまず農産物価格の自家労働報酬は、農業所得を自家農業労働日数で除した水準である（白川、一八九頁）とし、ついで現実的農産物価格論でのVとは「限界生産農家の農業所得〔V〕」であるが、この〔V〕は劣悪な農村臨時雇賃銀水準と均衡する関係にある」（白川、二二七頁）とした。

さらにその後自家労働報酬を家計費とする見解については、「農家の家計費水準は千差万別でどれをとるか確定し難く、また家計費水準が低いか兼業所得が大きければ農業所得が小さくてもよいというように、生計費は農産物価格形成の場で独自に自己主張する客観性を有しない。自由な価格形成の場で自家労働費水準を規定するのは、農村労働力市場で形成される客観的な賃金水準だと考える。なぜなら先の限界生産農家階層は……農産物価格が一そう低落すれば、主幹労働力が非農業を主業とする兼業農家や……臨時的・恒常的賃労働者……に転落するか否かを決めるのはさしずめ彼等の周辺にある農村労働力市場の労賃水準だからである」とした⁽²⁾が、この現実理論的規定は今日でも正しいと考えている。しかしこの価格規制的な肉体的最低限〔V〕を、価格規制階層の主幹労働力と同等質の労働力市場のVとしても、現実の複雑な労働力市場のうちどれかを把握することは甚だしく困難である。

けれどもここでは、限界生産農家階層の主幹男子労働力は土工ないし建設業と同質なものと仮定し、若干の統計的検討を加えよう。第四表の一日当たり農業所得の階層別水準では、まず農業臨時雇男とほぼ同じなのは六九年ま

第4表 都府県の経営階層別能力換算自家農業労働1日当たり農業所得

(単位：円)

	全農家	0.1～ 0.3ha	0.3 ～0.5	0.5 ～1.0	1.0 ～1.5	1.5 ～2.0	2.0 以 上	農村賃金(1日)	
								臨時雇 (男)	土 工
1960年度	513	368	398	449	527	616	811	382	(608)
1961	573	404	430	509	587	691	890	466	(761)
1962	770	516	592	694	795	888	1,091	574	(920)
1963	837	396	662	704	856	973	1,172	678	(1,043)
1964	959	621	734	851	985	1,110	1,345	775	1,054
1965	1,134	789	888	998	1,147	1,286	1,583	853	1,153
1966	1,322	887	1,012	1,185	1,346	1,502	1,764	934	1,254
1967	1,581	1,005	1,150	1,381	1,570	1,765	2,239	1,037	1,365
1968	1,549	1,034	1,171	1,324	1,533	1,758	2,231	1,241	1,490
1969	1,703	1,163	1,346	1,555	1,715	1,936	2,307	1,372	1,623
1970	1,711	1,124	1,268	1,450	1,724	1,934	2,356	1,611	1,819

注：階層別は『農家経済調査』各年度号により、農業所得を能力換算自家農業労働日数で除したもの。農村賃金は『農村物価賃金統計』各年度号によるが、土工の1963年までは伐木・造林である。

で〇・三〇・五ヘクタール階層で、農家は当年の所得で次年の生活費に当てるという観点で一年ずらせて比較しても、ほぼ〇・五ヘクタール階層に近いという意味でかなり高い農業所得である。しかし土工賃金(統計上ではかなり高度の技能と強度の肉体的労働を要するものと規定している)との関係では不整合であるが、同年次比較だと六四年以降一〇・五ヘクタール経営階層で、一年ずらせると一・五ヘクタールに近いとみなしうるから、限界生産農家階層での自家農業労働報酬は、土工賃金水準という客観的な労賃に均衡するごとく変化してきたといえそうである。だから農産物価格を規定する自家労働報酬の大いさは、ほぼ仮定した農村の労働賃金水準だとみなしえよう。

次にこの農村の土工賃金水準と非農業賃金の関係であるが、第五表の非農業日雇賃金の規模別では、五〇二九人規模より三〇人規模の方が高いのが一般であるのに、建設業ではむしろ五〇二九人規模が高いという逆の関係

第5表 非農業の常用、日雇賃金（1日当たり）

（単位：円）

	非農業の日雇労働者賃金						製造業常用労働者の現金給与総額					
	5～29人規模			30人以上規模			常用労働者					
	調査産業 平均	建設業	製造業	調査産業 平均	建設業	製造業	5人以上 平均	うち 5～29人	30～99	100～ 499	500人 以上	
1960	395	462	312	471	502	421	847	542	707	856	1,198	
1961	487	566	370	538	520	502	973	640	828	993	1,317	
1962	565	638	504	597	578	555	1,073	776	942	1,088	1,385	
1963	572	634	517	641	613	600	1,202	871	1,064	1,219	1,539	
1964	679	733	593	767	728	711	1,349	1,006	1,187	1,352	1,714	
1965	812	910	666	806	754	737	1,472	1,120	1,300	1,479	1,849	
1966	1,007	1,153	750	874	816	782	1,646	1,232	1,445	1,672	2,092	
1967	1,131	1,339	821	1,010	1,000	892	1,876	1,405	1,620	1,895	2,391	
1968	1,119	1,255	970	1,152	1,220	1,012	2,183	1,665	1,895	2,188	2,735	
1969	1,158	1,429	1,027	1,273	1,340	1,128	2,572	1,916	2,241	2,604	3,238	
1970	1,391	1,665	1,246	1,438	1,403	1,379	3,028	2,266	2,625	3,076	3,831	
1971	1,595	1,857	1,341	1,538	1,472	1,539	—	—	—	—	—	

注：いづれも労働省『毎月勤労統計調査』により、製造業の常用労働者については現金給与総額を出勤日数で除したもの。

にある。また五～二十九人規模の建設業日雇賃金は製造業のそれより格段に高いが、この建設業日雇賃金に対して農村土工賃金は高いから、その限りでは限界生産農家階層の農業労働報酬はそれほど劣悪とはいえない。しかし最も高い五～二十九人規模の建設業日雇賃金も、製造業常用労働者の一日当たり現金給与額のどの規模階層よりも低く、また農村の土工賃金と製造業の常用労働者の五～二十九人では六四～六年まではほぼ同じであったが、その後農村土工

賃金の方が低くなったという意味では、農産物の費用価格のうち自家労働報酬水準は劣悪至極だといってよい。してみると全体として限界生産農家階層の農業所得水準は、農村土工賃金とほぼ均衡する関係にあり、また農村土工賃金は製造業の日雇のみかより高い建設業日雇のうちさらに高い五〜二十九規模賃金より高いし、製造業の常用労働者の五〜二十九規模とほぼ同額だから、農産物価格規制的Vたる限界生産農家階層の農業所得は、日本資本主義の多数・広範で底辺をなす劣悪至極な中小企業・土建賃金と均衡関係にあるといえる。

旧来日本の農民層分解論において、一〜二ヘクタール階層という中農の肥大化現象をとらえ、中農こそ土地と労働生産性および資本集約化が優れているが故であり、彼等が農業生産力発展のトレーガーだともいわれてきた。しかし価格規制階層の考察からいえば、零細耕作ながらも主幹労働力が主として自家農業に拘束され、家族と共に過度労働と過少消費の状態にあり、担い手でなく安価な農産物価格形成の根因をなし、好況期には労働力販売に転化する相対的過剰人口でもある。その意味で日本資本主義発展の一担い手であるが、農村諸階層のうち最低生活水準にある限界生産農家階層は、非農業労働者のうちの低賃金労働者と共に日本資本主義の谷間にあるといつてよい。

2 費用価格の限界的意義と現実

次に右のごとき〔V〕によって規制される費用価格の価格論的意義であるが、「白川氏が価格規制的費用価格とみた費用価格は、最劣等地費用価格との差額を差額地代として形成しうる中庸地の費用価格なのである」⁽³⁾との解釈は私の真意ではなく、最大の費用価格なのである。たしかに各経営階層とも土地豊度にばらつきがあり、その費用価格は優・中・劣等地の平均だから中庸地の費用価格であり最劣等地のそれではないから、農産物価格論ではない。

とくみえる。けれどもこの費用価格はまず前述のごとく、市場価格の変動で生産の拡大や縮小をする階層のうち最小の、したがってより上層に比して最大の費用価格なのであり、この価格が与えられなければ社会の需要は充足されない水準である。だが種々の豊度地を耕作している自作小生産者において、どんなメカニズムによってそうなるのであろうか？

地代の固定化される必然性を有しない過度な完全競争下では、田代氏もいうように例え「優等地を耕作している零細自営農民にとっては、地代の現実の問題ではなく、彼等の生活が保証されるかぎり、おしみなく彼等の労働力を投下することができる。その結果として……彼等の取得する農業所得全体の中に彼等の生活を支える一定のV水準のみが確保される」にすぎない、という関係に近似したことが同一経営内で貫ぬく。例えば単一商品生産においては、結果的にみて優・中・劣土地片のうち劣等地の個別的費用価格が単独で実現されるのではなく、限界生産農家階層の総耕作地平均の費用価格が価格調整的となる。故に理論的には優等地aに生ずるはずの差額地代も、劣等地耕作cのマイナスによって消失してしまい、彼は結局〔C〕+肉体的最低限〔V〕しか獲得しえないことを意味する。次に複合商品生産の場合であるが、α商品の個別的費用価格が市場価格より小さいことで生ずる剰余部分も、γ商品の逆の関係によるマイナス剰余によって消失し、結局彼の総生産から取得できるのは肉体的最低限〔V〕でしかなくなる。このように自作小生産農民のもとにあつては、市場価格以上の費用価格を要する劣等地または農産物をも生産するのであるが、その根拠は強烈な競争関係におかれているのみか、優等地に生ずるはずの差額地代を固定させる必然性を有しないからである。

なお現実的には限界生産農家階層が、市場調整的費用価格より高い個別的費用価格の、土地片cまたはγ商品を

耕作することは経済的に不合理のごとくであるが、一つには彼の経営裝備は土地片にでなく全耕作地用として有し、その稼働を多くして効率を上げようとするためであり、また主幹労働力の完全燃焼のためにもc地を耕作し γ 商品を生産する。二つには完全競争下における価格変動の危険を分散させ、 α 、 γ 商品価格のどんな変化にも対処しようとする結果に外ならない。かかる小生産農民の現実的行動法則が、c地または γ 商品の個別的費用価格ではなく、総耕作地平均の費用価格によって供給されるために、最劣等地費用価格論からは成立するはずの地代は固定化されず、諸等級地を耕作する限界生産農家階層の自家労働報酬は、すでに第四、五表でみたように農村の労働力市場での劣悪なV水準でしかなくなるのである（白川、二二二―二二八頁）。現実的運動過程で固定されず、かつ理論的にも固定される必然性も有しないのに、地代所得が理論的にあるはずだとして、この現実的価格理論を否定するのは、臍の緒をつけた抽象的で無内容な理論であらう。⁽⁵⁾

それはともかく限界生産農家階層に剰余を成立させないような費用価格は、果たして現実的な意義を有しうるのか、農産物の生産者売渡し価格は右のごとき意味での費用価格水準なのか、という両者の関係についてである。それは農産物価格で得られるという農業労働所得が、先に検討したような水準でしかない点からもそういってよいが、ここでは主要農産物の長期的価格変動の面から検討しよう。もつともここで基礎資料となる農産物の生産費調査には、調査方法や集計表示の方法に種々の問題もあり、とくに自作小農が農産物価格によって得る農業所得は、表示された家族労働費と利子および地代を含むものとしなければならぬであろう。しかし他方では調査対象農家の代表性なり、これが限界生産農家階層なのかどうかという吟味も必要となるため、一まずそのまま用いよう。

第六表の各生産費調査に示されている全階層平均の一日（八時間）当たり家族労働報酬を、農家経済調査の都府県

当たり家族労働報酬

(単位: 円)

1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
1,758	2,008	2,301	2,627	2,794	2,440	2,493
387	236	614	681	769	856	499
457	368	600	812	844	752	643
192	337	230	342	642	299	(-) 187
176	537	373	320	360	197	99
242	480	411	476	916	434	173
649	591	675	923	1,064	794	663
727	653	899	1,203	1,392	1,164	774
423	967	1,192	751	610	755	832
1,212	1,268	802	2,455	2,594	1,658	3,906
926	1,083	1,160	1,275	2,342	1,610	2,624
143	144	130	229	107	151	(-) 19
81	849	684	772	950	1,154	1,444
(-)	812	(-)	1,256	1,205	1,227	1,655
458	949	1,127	948	816	1,639	1,192
1,571	1,622	2,621	3,429	2,355	3,522	5,676
1,999	—	—	663	2,351	1,377	7,202
(-)	(-)	737	948	2,573	1,715	5,874
(-)	1,994	487	2,687	2,250	263	3,293
1,134	1,218	1,267	1,605	1,120	1,415	2,198
2,674	3,138	2,861	2,766	2,019	4,197	4,033
740	756	905	918	887	1,134	1,080
1,140	1,526	2,863	2,355	2,766	4,174	4,577
522	723	1,136	1,577	1,228	1,246	1,729
439	622	871	1,168	1,848	2,010	2,166
(-)	376	1,275	775	1,666	593	1,553
818	982	844	648	1,974	2,992	1,526
734	187	1,882	1,421	2,333	1,830	1,864
775	853	934	1,037	1,241	1,372	1,611
1,054	1,153	1,254	1,365	1,490	1,623	1,819
876	1,014	1,194	1,395	1,379	1,542	1,565

べつと白菜は秋どり。なお農業労働賃金(男子)と農村土工賃金については、前掲第

第6表 主要農産物の1日(8時間)

		1960年	6961	1962	1963
1. 水	稲(販売農家)	1,054	1,088	1,393	1,554
2. 大	麦(水田裏)	205	298	219	—
3. /	(畑)	298	426	407	—
4. 裸	麦(水田裏)	150	174	152	—
5. /	(畑)	226	292	309	—
6. 小	麦(水田裏)	285	330	300	—
7. /	(畑)	349	538	529	—
8. ビール	麦(畑)	398	601	573	140
9. 原料用	甘しょ(全平均)	568	760	863	942
10. 原料用	馬れいしょ(全平均)	899	886	670	1,187
11. てん	菜(北海道)	611	654	775	660
12. なた	ね(水田)	138	136	42	(—)
13. /	(畑)	718	444	537	275
14. だ	いず(畑)	1,127	1,400	984	1,343
15. き	ゆうり	873	508	1,241	468
16. だ	いこん	39	1,183	1,498	787
17. き	やべつ	960	3,056	1,554	461
18. は	くさい(秋どり)	678	4,013	—	982
19. 玉	ねぎ(都府県)	641	704	858	1,879
20. り	んご(国光)	1,028	1,304	1,834	1,315
21. み	かん(温州)	2,150	3,096	3,268	3,626
22. た	ばこ	310	408	550	602
23. 緑	茶	559	717	1,036	1,355
24. ま	ゆ(非災害)	404	450	582	725
25. 牛	乳(ホルスタイン)	225	358	552	(—)
26. 肥	育牛	336	508	556	464
27. 肥	育豚	395	△ 66	198	1,345
28.	卵	—	843	785	1,487
	農業労働賃金(男子)	382	466	574	678
	農村土工賃金(1日当り)	(608)	(761)	(920)	(1,043)
	都府県1~1.5ha階層の農業所得	462	516	701	760

注. 農林省の農産物生産費調査により、1964年以降のきゅうりはハウス促成、きや
4表をみよ。

階層別のうち一・一・五ヘクター階層の、八時間当たり家族労働報酬を価格規制的Vとして尺度してみよう。まず主要農産物二四品目・二八項目のうち、価格規制的Vよりも高い労働報酬を実現しているものは、六六年の七品目、六四～五年の八品目を最少とし、六一年の一六品目、七〇年の一五品目を最多としているから、ほぼ三分の一ないし半分が価格規制的Vより高く、残りの三分の二ないし半ばはそれ以下という低価格水準である。もっともこの中には三麦やなたねおよび大豆など、外国産品との競争と国内の劣悪な政策価格により、急速に国内生産が減少していったものもあり、それを除いても主要農産物の半ば前後の家族労働報酬が、価格規制的Vを実現していないのである。

次にこの一一年間一貫して価格規制的Vより高かったものは、水稻・みかん・緑茶の三品目にすぎず、八・一〇回高かったのは原料用馬いしよ・てん菜・だいこん・玉ねぎ・りんご・卵の六品目、合計九品目となる。このうち直接統制下にある水稻や需要の旺盛な果物は別として、価格の支持安定政策のとられている麦類や原料用農産物および畜産物も、家族労働報酬が一般に低いのみか変動的である。政策介入の少ないか全くない野菜類ではほぼ毎年騰落しており、このはげしい騰落作目は投機的生産の性格が強く現われ、単一商品生産農家の場合には高価格時の超過Vで低価格時のマイナスVを補填する、という関係にあるといつてよい。また複合商品生産農家の場合には多額の資金を必要とせず家族労働力だけで可能だから、高価格になると低い生産水準を高めるためそれを生産し、価格が低下するとより所得率の高い他の農産物生産に転ずる、という競争メカニズムが価格変動を大幅にしているのである。

さて以上のように主要農産物の自家労働報酬が、まず品別にみて価格規制的Vより高いのは三分の一ないし半ば

にすぎず、しかも累年変動がいちじるしいことからして、現実の農産物価格水準はかなり低位に経過している。その原因はまず最劣等地の費用価格でなく総耕地平均の費用価格が、また高価格と低価格の農業労働報酬が融合して〔V〕を規定し、高価格をも結局は低価格とするというメカニズムが、結局は農業労働報酬水準を劣等な農村土賃金とほぼ均衡させると考える。このことから例えば高い生産者米価・高い〔V〕が実現されれば生産が増加して供給過剰となり、または複合商品生産者であれば米の高い〔V〕が他の安価な農産物の安い〔V〕に蚕食され、結局は農業労働報酬水準は土賃金水準になってしまい、高米価も低米価も低米価とならざるをえないのである。

注(1) 横畑護『小農経済論考』(古今書院刊、一九五九年)二四頁。なお二七～八頁に米の費用価格の算式が、五二～八頁に家族労働の社会的価値について立ち入った考察がある。私は氏の見解を「農産物価格論」(『資本論講座』第六卷、青木書店刊、一九六四年)の一七五～二〇〇頁で若干の検討をした。なお若木徹信「家族小経営と農地価格」(『農政調査時報』一九六二年一〇月号、全国農業会議所)も、横畑氏とほぼ同じ見解である。

(2) 拙稿「農産物価格論」(前注『資本論講座』第六卷)一八九頁。この理論的規定はその後「米の生産・商品化に関する統計的考察」(『農業統計資料』第二九号、統計研究会)、「農家経済と米所得依存度の変化」(右第三三号)、「米作所得・農業所得・労賃の相互関係」(右第三四号)等により、現実的接近をこころみた。

(3) 梶井功、前掲書、八五～六頁。なお鈴木博、前引用も同趣旨であらう。

(4) 田代隆、前掲書、一〇九～一一〇頁。また氏は別のところでも右の関係を強調し、「現実の小商品生産農業生産のもとにおける農産物価格は一般的に最劣等地の費用価格水準によって調節されると規定すればことたりというほど単純なものではない」(一一三頁)とされる点も同感である。しかしこの優れた見解を私が全面的に受けいれないのは、六二頁の第二図で「優等地を耕作して地代部分を取得している分割地農民にとっては、経営面積を縮小する……限界は、最劣等地のC+Vに等しくなるところまで自己の経営面積を縮小」(九〇頁)する、というやはり豊度差論にたっており、また経営面積縮小の論理に疑問があるからである。

(5) 限界生産農家階層では何らの剰余も生じないという理論的根拠のうち、複合商品生産の $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ の場合は激しい市場

競争の結果として理解しえようが、単一商品生産の場合にマイナス剰余を生ずるc地を耕作することは、論理的に成立しないごくである。これについて私は経営裝備と家族労働力の完全燃焼のため全耕地を耕作するとしたが、現実的には更に「費用を多投すればするほど収量を多くあげ……反収が高まるにつれて家族労働費が非常に高く」（統計調査部『土地改良と米生産力』、一九五九年五月、一六―一八頁）なるといふ關係に近似したことがなされるのである。つまりこの階層は各土地片に同質同量の生産資材と労働を投ずるのでなく、土地生産力と正比例した投下をしており、a地の費用はc地の費用よりも多くを要することが全耕地を耕作する他の一理由だと考える。

四 大型小農と利潤

日本の高度経済成長は農業に種々の影響を及ぼしたが、賃金水準の全般的上昇によつて農業生産に（新たな機械の価額以それで節約される賃金総額）、という關係が成立して農業生産力が急速に發展してきた。とくにここ数年來は旧來の人・畜力、耕耘機中心の家族経営から、自動・乗用機械を駆使する先進的小農経営を生み出しつつある。これに伴い新小農の性格規定のみか、そのもとにおける労賃・利子・利潤・地代範疇確立に関する論争が進んできた。⁽¹⁾

この新たな問題のうち農産物価格との關係で利潤範疇確立論をみるに、まず伊藤氏は、家族労作経営にすぎない上層農の投下資金は、機械だけでも二〇〇万円以上だし建物や開墾費を加えれば八〇〇万円であるが、「投下資金の量的な増大は、経営論理に一定の質的な変化をおこさせている。さしあたりはこれらの投下資金に対する利子の再生産が不可欠……他方これだけの資金投下をおこなうばあい……請負耕作を拡大するか、あるいは農業以外の小営業……を創始するか、が比較選択され……そこにはきわめて萌芽的であれ、『利潤』意識の存在を認めなければならぬ」。また経営規模拡大が借地による請負耕作での地代水準は、すでに労賃や利子に食い込めないメカニズ

ムが成立しているから、「地代水準を一種の『合理的地代』たらしめる」⁽²⁾から、これは「小企業」的経営としての「資本型」上層農の発展形態だという。また梶井氏は伊藤氏の指摘した「中型トラクターを主軸とした単婚家族による四〇五ヘクタール経営、あるいは愛知県個人請負農民」を「小企業農」と規定する。そして彼らは形は小農でも従属的家族員の豊富な労働力依存から、多額の農機具依存へ生産力構造の質的転化をしているから、「多額の資金の農機具への固定は、その投資にみあう利子を要求……資金は……価値を生む資本として機能する……利子的形態水準であるにせよ利潤をもとめる企業となっている」⁽³⁾から、これを小農や中農経営とするのはもはや有害だとさえる。御園氏は新上層農を「小企業的（ブルジョア的）小農経営」とし、規模拡大競争で「部分的にもせよ雇傭労働の導入・充用が不可避になってくると、そこではかならず支払い賃金部分を超過する……事実上の利潤部分が……実現されざるをえなくなってくる。……『資本』投下の充実と拡大が……借入金に対する利子支払い……の必要と要請が生ずる……設備投資の大規模化が進行すれば……自己資金ならびに経営投下『資本』に対する利子範疇の……確立が、いやでも進行せざるをえない……最後に地代範疇についていえば……経営規模拡大のために土地を購入して、その地価の支払い——土地購入資金に対する利子としての地代の支払い——をする場合も……自作地に対しても『機会費用』としての同様な評価と、その地代としての範疇的」⁽⁴⁾な確立となるのである、とのべている。

たしかに現実の農業経営階層別にみてもそうであるが、階層区分のより細かい「農業所得階層別」の農業労働一〇時間当たり純生産でみれば、第七表のごとく上層の所得階層ほど大きくなっている。六八年度と六九年度とでは若干の相違がみられるが、いま農業所得八〇〇—一〇〇万円階層に対する最上層の二〇〇万円以上の倍率でみると、野菜を除く他の類型ではいずれも二倍前後になっている。そして八〇〇—一〇〇万円階層の純生産が仮に農産物価格

10 時間当たり純生産（都府県）

果 樹		養 鶏		酪 農	
1968年度	1969年度	1968年度	1969年度	1968年度	1969年度
1,099 1.55(0.81)	1,278 1.36(0.72)	831 0.63(0.80)	995 1.57(0.70)	890 1.77(0.91)	997 1.68(0.68)
1,593 1.99(1.12)	1,764 1.83(0.97)	1,480 1.99(0.95)	1,649 1.80(0.90)	1,447 2.01(1.13)	1,686 1.81(0.86)
1,873 2.07(1.17)	2,058 2.10(1.17)	1,539 2.40(1.25)	1,846 1.81(1.00)	1,698 2.22(1.19)	1,683 1.97(0.97)
2,234 2.06(1.31)	2,389 2.12(1.18)	2,092 2.05(1.15)	2,680 2.25(1.25)	2,056 2.13(1.28)	2,027 2.26(1.26)
2,436 2.24(1.27)	2,731 2.17(1.17)	—	2,588 2.05(1.10)	1,936 2.57(1.35)	2,044 2.36(1.31)
2,991 2.86(1.93)	3,265 2.07(1.13)	2,677 2.50(1.25)	2,200 2.28(1.14)	2,196 2.54(1.31)	2,301 2.60(1.51)
—	2,847 2.57(1.57)	—	3,214 2.08(0.83)	2,856 2.37(1.55)	2,036 3.00(1.75)
3,201 2.50(1.50)	3,628 2.12(1.31)	—	3,624 2.09(1.09)	—	2,751 2.50(1.50)
3,862 2.41(1.33)	4,243 2.61(1.55)	3,175 2.80(1.40)	3,648 2.86(1.29)	—	3,146 2.62(1.56)
1,972 1.96(1.11)	2,565 1.91(1.07)	1,779 2.04(1.04)	2,153 1.88(0.92)	1,712 2.13(1.17)	1,844 2.03(1.02)

営階層別農業労働 10 時間当たり純生産は、全階層平均で 1968 年、1,733 円と 1969 年 2 ha 以上は 2,444 円と 2,549 円である。各項の専従者欄の（ ）内は男である。

済』を用いれば、最近の限界生産農家階層をも近似的に把握しうると考える。しかし、しかも集計対象が一種農家で農業専従者が 1 人以上に限られ、各階層の集計戸数

を規制する「V」水準だとすれば、これ以上の階層のこれを超える純生産の部分は「V」ではなく、利子・利潤・地代と規定すべき諸所得形態だともいえよう。そして私にもかかる意味での余剰部分は、計算上において「V」以外の所得範疇に区別できるけれども、これらが現実固定されて範疇的に確立するとか、これを起動力として上層農の資本主義的發展が進展する、という性格のものだとはとうてい考えられない。

そこで問題の新しい上層農の名付けは別として、大規模メリットにより成立する経済余剰をどう規定するかは、最近の農業における

第7表 類型別の農業所得階層別農業労働

農業所得階層	都府県平均		稲 作		野 菜	
	1968年度	1969年度	1968年度	1969年度	1968年度	1969年度
～60万円	{◎ 1,063 ● 1.67(0.76)}	{◎ 1,086 ● 1.50(0.66)}	{◎ 1,304 ● 1.38(0.54)}	{◎ 1,296 ● 1.28(0.52)}	{◎ 859 ● 2.0(0.97)}	{◎ 932 ● 1.76(0.92)}
60～80	{◎ 1,522 ● 2.08(1.06)}	{◎ 1,653 ● 1.88(0.89)}	{◎ 1,857 ● 1.66(0.71)}	{◎ 2,038 ● 1.46(0.72)}	{◎ 1,223 ● 2.32(1.23)}	{◎ 1,381 ● 2.12(1.02)}
80～100	{◎ 1,843 ● 2.08(1.06)}	{◎ 1,912 ● 2.0(1.04)}	{◎ 2,297 ● 1.74(0.85)}	{◎ 2,252 ● 1.75(0.87)}	{◎ 1,498 ● 2.58(1.29)}	{◎ 1,815 ● 1.99(0.97)}
100～120	{◎ 2,050 ● 2.22(1.19)}	{◎ 2,202 ● 2.08(1.13)}	{◎ 2,473 ● 1.89(1.00)}	{◎ 2,668 ● 1.68(0.84)}	{◎ 1,620 ● 2.68(1.44)}	{◎ 1,854 ● 2.39(1.29)}
120～140	{◎ 2,280 ● 2.32(1.24)}	{◎ 2,330 ● 2.3(1.25)}	{◎ 2,749 ● 1.91(0.98)}	{◎ 2,900 ● 1.80(0.96)}	{◎ 1,870 ● 2.72(1.60)}	{◎ 1,847 ● 2.83(1.51)}
140～160	{◎ 2,575 ● 2.44(1.39)}	{◎ 2,676 ● 2.35(1.29)}	{◎ 3,086 ● 2.11(1.24)}	{◎ 3,159 ● 2.10(1.16)}	{◎ 1,926 ● 2.98(1.70)}	{◎ 2,335 ● 2.64(1.46)}
160～180	{◎ 2,739 ● 2.58(1.38)}	{◎ 2,900 ● 2.41(1.26)}	{◎ 3,319 ● 2.24(1.15)}	{◎ 3,241 ● 2.24(1.24)}	{◎ 1,998 ● 3.25(1.74)}	{◎ 2,797 ● 2.62(1.37)}
180～200	{◎ 3,088 ● 2.47(1.47)}	{◎ 3,073 ● 2.48(1.36)}	{◎ 3,549 ● 2.23(1.18)}	{◎ 3,310 ● 2.38(1.46)}	—	{◎ 2,607 ● 2.77(1.58)}
200万円～	{◎ 3,704 ● 2.67(1.44)}	{◎ 3,646 ● 2.48(1.36)}	{◎ 4,015 ● 2.47(1.40)}	{◎ 3,971 ● 2.5(1.5)}	{◎ 2,550 ● 3.60(1.93)}	{◎ 3,032 ● 3.27(1.71)}
平 均	{◎ 1,844 ● 2.04(1.03)}	{◎ 1,929 ● 1.89(0.94)}	{◎ 2,325 ● 1.81(0.9)}	{◎ 2,170 ● 1.56(0.75)}	{◎ 1,525 ● 2.50(1.32)}	{◎ 1,923 ● 2.31(1.20)}

注 1. 『農家の類型別にみた農家経済』による。なお『農家経済調査』の都府県の経
 1,911円で、1～1.5haは1,724円と1,928円、1.5～2haは1,963円と2,175円、
 ◎＝純生産（円） ●＝専従者（人）

2. 私は先に1966年以降を不連続局面としたが、この『農家の類型別にみた農家経
 済階層別の最も細かい農業所得別が上表のごとく多くなったのは1968年度からだ
 が少ないため用いなかった。

重要問題であるが、三氏にほぼ共
 通するのは旧来の小農とは比較で
 きない巨額の資金を投じた経営だ
 から・経営理論と範疇的内容の異
 なる小農に飛躍したのだから、利
 子が必要だし資金の資本への転化
 は利潤を求める小企業に転化した
 と集約してよい。さてこれらの見
 解のうち、巨額の投資に要した借
 入金や請負耕作料は、他人から借
 りている限り支払わなければなら
 ず、したがって彼の手中に固定化
 されることはない。し
 かしこれを超える自己資金に対す
 る利子・利潤や自作地の地代部分
 が、農業機械設備資金額の量的拡
 大が小農の質的飛躍をもたらして

固定化し、利潤の範疇的確立という明らかな展望を有するものであろうか。まずかかる上層農の投下資金額が大きくなったからといって、依然として小生産者の生産様式から質的変化は生じていないし、主観的に投下資金に対する利子なり利潤を要求しても、前述せる完全競争条件下では一時的にはともかくとうてい固定化されそうにもない。これをやや具体的にのべている御園氏についていえば、部分的にせよ雇傭労働を導入すると支払賃金を超える利潤が実現されるが、それはこの利潤追求が雇傭労働導入の目的だからである。また借入資金に対する利子支払とは利潤の一部たる利子範疇の形成で、さらに自己資金の外部資本主義金融市場との交流（そこへの預金）にもより、経営投下「資本」に対する利子範疇が確立するという。しかし小農の乗用機械導入が主観的に利潤追求にあったにしても、この自己資金に対する利子固定化論はかの安易で非論理的な「利潤の利子と企業者利得への分割」論、つまり「自己資本のみを充用して借受資本を充用しない資本家もまた、自分の総利潤の一部を利子という特殊範疇」に計上する、という機能資本における自己資本利子範疇の確立論と同じ様に、安易にすぎる論法である。

なぜなら費用価格の何倍も高く売ろうと願望しながら、結局は何の剰余もない費用価格でしか売れない法則が支配するところで、上層農に成立する経済余剰はたかだか農産物価格の肉体的最低限〔V〕を補足するものにすぎず、かつ不安定であるから固定しえないであろう。たしかに私も新しい上層農は耕耘・刈取・調整等の、主要部分を機能化した近代的経営に転化したことは認めるが、利潤の確立できる小農に飛躍しているのではなく、理論的には「小農規定、中農規定」を「有害」かもしれないが適用せざるをえない。何よりも新上層農とは多くの論者がいうごとく、小農の競争過程で弱者が敗退し強者の資本と生産規模の拡大が、自然法則的に発展したというほど単純ではなかった。むしろ外的な高度経済成長による賃金上昇と、総資本が進めた高米価——低農産物価格政策のもとで、旧

来の生産力と零細耕作の矛盾が激化し、また米や果実・野菜等を除く農業生産は極度に縮小した。ここに現われた新上層農は必然的に資金や土地の借入れ依存度が高いが、それは依然として家族労作経営であるばかりか、今日の農業生産力水準からするとまだ小農としても不十分で、これを直ちに質的転化を完了したものとみなしえない。⁽⁶⁾更に乗用機械一貫体系を有する小農が全般的に確立したにしても、自己資本の利子・利潤と自作地の地代とを、それ自身で確保するものにはとうていなりえないであろう。それは将来のことで簡単には断じえないが、日本とは隔絶した規模のアメリカ農業について宮川氏の指摘、すなわち生産の過半は中農ないしそれ以下で担われているが、中農層で「実現される家族労働報酬は、都市労働者並みはおろか、その $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{1}{2}$ 程度の水準でしかないこと。……資本家的農場ないし富農層……でも非農業部門並みの『資本収益率』は実現されていない……そして結局、現代資本主義体制の下で農業問題の解決を図ることは絶望的であること、を示唆している」⁽⁷⁾(なお白川、二三八頁参照)ということが、日本農業についても妥当するであろうと考えられるからである。

- 注(1) この諸見解については(1)大内力「昭和三〇年以降の日本農業の理論的解明」(『日本農業年報』XI、御茶の水書房刊、一九六二年)、(2)綿谷赴夫「自立経営の階梯」(小倉武一編『農業における自立経営の存立条件』、同書房刊、一九六五年)、(3)石波貞雄「高度経済成長と農民層分解」(同氏編『日本農業の生産力構造』、一九六五年、同書房刊)、(4)吉田六順「自立経営と三範疇の自立化」(小倉武一編、右書)、(5)伊藤喜雄「あたらしい上層農について」(阪本・梶井編『現代日本農業の諸問題』、同書房刊、一九七〇年)、(6)梶井功『基本法農政下の農業問題』(東大出版会、一九七〇年)第五章一節、(7)御園喜博「小農経営の発展と農産物価格形成、農民層分解の論理」(『土地制度史学』一九七一年七月号)等を参照せよ。
- (2) 伊藤喜雄、右注論文、右書二〇一～五頁、傍点筆者。
- (3) 梶井功、右注書二八五～六頁、傍点筆者。
- (4) 御園喜博、右注論文二九～三〇頁、傍点筆者。

(5) 『資本論』第三卷、四〇六頁。

(6) 発展した農業生産力に対応する経営規模の規定は困難であるが、私なりの理解は「農業近代化と食糧制度」(『食糧管理史』総論第三卷、一九六頁以下)、「食糧制度の問題」(『農業経済研究』第四二卷第二号)、「農産物——日本農業崩壊の危険——」(『経済評論』一九七一年七月号、一八二頁および一九二頁)に示した。なお農業生産諸力の発展による集団栽培、協業・共同経営、請負耕作の発展とその性格規定については、「大機械・請負耕作と地代法則」(『農業総合研究』第一卷第三号)を参照されたい。

(7) 宮川淳「アメリカ農業の経営規模」(前掲書)三三九頁。

〔後記〕 本稿は一九七二年一月二七日に、当研究所本支所合同研究会で報告した原稿に、その後若干の筆を加えたものである。なお当日の質問者とくに論点開示者の田代研究員から、有益な多くの問題点や批判をえたのにもつき、論旨の重点をしぼりつつ最終的にまとめたことを、特記して謝す。(一九七二・一二・一五稿了)

(研究員)